

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係規則の整備について(趣旨)

1. 目的・理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、所要の措置を講ずる必要があること。

2. 内容

- (1) 子ども・子育て支援法において、条項移動が生じたことから、規則における引用条項の整理を行うこと。
- (2) こども家庭庁へ所管法令が引き継がれることに伴い、主務大臣及び主務省令が変更されたことから、規則における用語の整理を行うこと。

※ 整備対象規則

① こども未来課所管

- ・日田市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則
- ・日田市立小規模保育園の設置及び管理に関する条例施行規則
- ・日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則

② 社会福祉課所管

- ・日田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
- ・日田市障害児に係る児童福祉法施行細則

3. 施行の時期

令和5年4月1日

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったもの。

該当理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規則中の引用条項及び用語の整理を行う改正であったため。